(別紐	1)番号法第19釒	条第8号に基づく主務省令第2条の表	に定める事	務
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労 働大臣が行うこととされた健康保険に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係 情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係 情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係 情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係 情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税 関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又 は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下 「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主 務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるも	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税 関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又 は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定め るもの
26	都道府県知事等	ク 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子 又は低利で資金を融通する事業の実施に関す る事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
33	日本私立学校振興・共 済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係 情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康 保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係 情報であって主務省令で定めるもの
56の2	市町村長	障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務に相当する 業務の実施に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法に よる妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情 報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるも の	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係 情報であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係 情報であって主務省令で定めるもの

(別紙1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務							
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報			
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務で	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係			
		あって主務省令で定めるもの		情報であって主務省令で定めるもの			
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係 情報であって主務省令で定めるもの			
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若し くは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手 当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支 援給付関係情報であって主務省令で定めるもの			
90	都道府県知事又は広島 市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に よる介護手当の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの			
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係 情報であって主務省令で定めるもの			
95	厚生労働大臣又は共済 組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険 料の徴収又は納入に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの			
108	都道府県知事又は市町 村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税 関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又 は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定め るもの			
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に よる年金生活者支援給付金の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係 情報であって主務省令で定めるもの			